

### 3. 川崎市におけるAiの現状と死因究明に対する私的構想

岡野 敏明 川崎市医師会副会長

#### 川崎市の警察取り扱い 異状死体に対する課題

政令指定都市である川崎市は、人口145万人、警察が取り扱う異状死体は年間1700体前後に及び、全国の人口ならびに異状死体総数の約1/100に相当する。大都市故の核家族化が進み、独居老人を含む高齢世帯も非常に多い。しかし、現在の監察医制度は東京都23区内、大阪市、神戸市、名古屋市、横浜市のみであるため、川崎市には監察医制度がない。本来であれば、市内の警察取り扱い異状死体のうち、事件性や公衆衛生上の問題などがないと判断されるような異状死体は、市内で検視・検案が遂行される場所であるが、近年の救急医療の現場においては、外来死亡を確認した症例に対して検案書の作成はしない傾向にある。

神奈川県では横浜市にだけ監察医制度があるため、過去のさまざまな事例（パロマ給湯器事例、力士暴行事件、婚活女性による練炭自殺偽装疑惑など）を鑑み、川崎市に限らず県内各署から年間5000～6000体ほどの異状死体を、横浜市内の解剖可能な監察医に検案を委ねている。その大半を、特定の民間監察医施設で検案し、年間1700体（県内の97%）に及ぶ解剖を同監察医施設で承諾解剖として処理している。神奈川県的方式は、県内の異状死体に対する平準化という意味では利点もあるが、一極集中した検案の現状において、直接主治

医や看護職員などから十分な生前状況を収集整理した上で死因究明することは、不可能と考えざるを得ない。川崎市には監察医制度はないものの、市内には大学法医学教室や放射線医学教室も充実しているが、神奈川県特有の事情により川崎市内での検案はほとんど行われず、川崎市の警察医業務からの検案は有名無実化している。一方、大阪府の政令指定都市でもある堺市の場合は、異状死体を監察医制度のある大阪市に搬送することはほとんどなく、市内警察医が検案をしており、神奈川県の体制とは異なる。

検視によって非犯罪性と警察が判断していても、死因が明確でない場合には、必要に応じて行政解剖もしくは承諾解剖（監察医制度のない自治体において死因不明の死体に対する遺族の承諾で、遺族が経費を負担する解剖）による精度の高い死因究明をすべきである。しかし、特定の監察医ばかりに検案数が集中することで、監察医制度のある横浜市の検視・検案にまで負担をかけるばかりか、近隣自治体からのグレーゾーン症例であっても解剖することが物理的に不可能となる。このような現状では、2012年6月15日に国会で可決成立した「死因・身元調査法」と「死因究明推進法」の趣旨に沿えなくなることが必至である。

また、地区警察業務にも負担をかけ、安心安全を守るべき地域治安にも支障を来していることを忘れてはならない。現に、筆者が住む川崎市の北端にある多摩区内で異状死体が報告されると、

地域担当警察官、刑事課刑事、鑑識係官らが情報収集、報告書作成などに奔走し、翌朝から夜勤明けの刑事2名が、45km離れた横浜市の監察医施設まで遺体と共に同行する。場合によっては、数時間の検案順番待ちの後、検視・検案に立ち会う。多摩区の場合で言えば、1体あたり数時間から半日警察署を空け、さらに、同日に数体の異状死体が発生した場合には、その間の刑事課は本来の捜査活動に支障を来すばかりか、刑事の超過勤務という形で負担をかけているのが現状である。

さらに、遺族に対する経済的負担の問題もある。例えば、川崎市北部で異状死体として扱われると、川崎市北部から横浜市の監察医施設まで往復90kmほどの遺体搬送料、監察医に対する検案料や検案書文書代などを合わせると、解剖がなくても7万円前後の費用が発生する。監察医が解剖を要すと判断した場合は、監察医制度のない川崎市の遺体は承諾解剖となるため、最終的には15万円ほどが全額遺族負担として請求される。さらに、保険会社などに提出する追加検案書が必要となれば、遺族は遠方の監察医を訪ねて追加発行してもらわなければならない。老夫婦や独居老人の場合には、これらの経費負担が非常に大きな課題である。

上記課題は、異状死体の解釈に問題があるためと考える。東京監察医務院では、異状死体の取り扱い件数が年々増加しており、福永監察医務院院長によると、医師法第20条に対する誤った解